

# なら消費者ねっとニュース

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと  
2022年10月

〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2番2号

奈良県生活協同組合連合会内

Tel : 0742-34-3535 Fax : 0742-34-0043

発行責任者 北條 正崇

HP <http://www.narasn.org/>

NO. 23



## 総会記念学習会 2022

### おしえて阿南さん！消費者被害からあなたを守るために



7月16日奈良県文化会館2階小ホールで 総会記念学習会2022を開催しました。(共催：奈良県・後援：奈良市、奈良県生活協同組合連合会・市民生活協同組合ならコープ)「おしえて阿南さん！消費者被害からあなたを守るために」をテーマに阿南久さん(元消費者庁長官、認定NPO法人消費者スマイル基金理事長・ASCON代表理事、ならコープ理事、横浜市消費者協会理事長)に講演いただきました。

#### 講演概要

消費者被害の防止に最も大切なものは地域づくりです。消費者被害の蔓延には構造的な問題があって、それを阻止するために地域の力をどうつくるか東日本大震災を全国消団連の団体事務所で体験し、それを強く感じました。昨今の不安につけ込んだ悪質商法による消費者被害が増えています。それを未然防止するためには消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)において地域連携を深めていくことが求められます。また、団体訴訟制度も被害の未然防止に重要な役割を果たします。この制度は消費者の運動によって作られ、維持され発展してきました。この制度は国が定めた制度ですが、これらの活動に対し国からの支援は何もありません。消費者スマイル基金は地域で被害防止や被害救済活動をしている団体を支援するため立ち上げられました。寄付金を集め、まだ十分とはいえない金額ですが毎年度適格団体、特定適格団体、適格を目指す団体へ助成金をお渡ししています。



講師の阿南久さん

また消費者基本法では、基本的施策の充実のための消費者団体、行政の役割・責務に触れ、地方の重要性を謳っていますが、毎年度の地方交付金は減額され続けています。もっと声を上げる必要があります。消費者庁も理念や行動指針が達成できているかよく見ておくことが大事だと思います。

#### なら消費者ねっと事案検討報告

##### 結婚式場のキャンセル料

2019年の結婚式場のキャンセル料にかかわる規約の改善を求め、改善の意思が示された事案を報告しました。

(スマイル基金助成事案)



理事長  
北條正崇弁護士



検討委員長  
竹内大敬弁護士

##### 託児業者の事案

消費者利益を害する内容の同意書にサインをしないと託児サービスを受けられない、というケースで申入れをしました。事業者はこちらの申入れに従って同意書の使用を取り下げました。

## 適格消費者団体の認定に向けて

なら消費者ねっとは内閣総理大臣から「適格消費者団体」の認定を受けることを目指しています。現在の準備状況をお知らせします。

認定を受けるためには消費者庁に申請書類を提出します。その前に消費者庁への事前相談が必要です。以下のとおり、申請準備・体制整備が進んでいます。いよいよ年内には消費者庁への事前相談を行う予定です。

### 1. 定款の改正

2021年10月19日の臨時総会で必要な定款改正を行いました。

### 2. 各種申請書類の作成（認定後3か年の業務計画・収支見込みを含む）

### 3. 奈良市内に独立した事務所を賃借する目途がたちました。

### 4. 財政基盤の拡充のために、関係機関に会費増額を含む各種支援を依頼し、積極的な協力を頂いています。

※会員数の増加も重要です。皆様には引き続き新規会員加入のご協力をお願いします。

### 5. 「検討委員会」の設置と検討委員の任命

適格消費者団体になった場合に差止請求関係業務を担う中心機関です。

2022年7月22日理事会で差止請求関係業務規程・検討委員会運営規則を策定し、検討委員会を設置しました。また、18名の検討委員を任命しました（内訳：弁護士9名、消費生活相談員8名、事務局1名）

これまで検討委員会を3回開催しており、早速3事業者に対して問合せや申入れを行っています。

## 2022年 活動報告

7月30日（土）10：30～16：30

イオンモール大和郡山：入場者 241 人

貯金箱づくり：75 人

法律相談：4 人

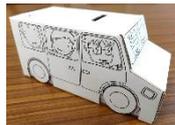
9月3日（土）10：30～16：30

イオンモール橿原：入場者 203 人

貯金箱づくり：82 人

法律相談：2 人

お小遣い帳配布



## 消費生活フェア 奈良県 フェア



奈良県主催の消費生活フェアがイオンモール大和郡山とイオンモール橿原で開催されました。なら消費者ねっとは無料の法律相談と奈良県金融広報委員会から提供された貯金箱づくりとを担当しました。

コロナ禍で貯金箱の色塗りができなかったことは残念でしたが、参加者と消費生活について話す機会となりました。

あなたは  
大丈夫？

相談窓口



## エステサロンが倒産したら、払ったお金は返金される？

8月下旬、全国展開をしていた脱毛エステサロンが倒産しました。各地の消費者センターには、返金などに対する相談が多く寄せられています。

### よくある相談事例

契約期間2年間の全身脱毛エステ24回コース28万円の契約に関し

＜事例1＞10か月前に契約。代金は全額現金で支払い済みである。施術はまだ6回しか受けていない。未施術分の代金を返金してほしい。

＜事例2＞1か月前に契約。代金の支払いは、クレジットカードで翌月一括払いにしたので、明日銀行口座からクレジットカード利用料として全額引き落とされる。施術は予約が取れず、まだ1度も受けていない。明日の引き落としを止めてほしい。

＜事例3＞1年半前に契約。代金は28回払いのローンを組み、現在も支払い中である。エステはまだ6回しか受けていない。今後のクレジットの支払いを止めてほしい。



### トラブル防止のポイント

一般的に業者が倒産し、破産管財人（弁護士）が選任されると、消費者は「債権届」を破産管財人に提出し、清算配当を受けることになります。しかし破産管財人は事業者の財産の中から、税金や従業員の給料などを先に支払うため、債権者への配当は期待できません。＜事例1＞や＜事例2＞のように、支払ってしまった現金の返金を業者に求めたり、翌月に一括で支払う約束をしている請求の停止をクレジットカード会社に申請しても対応してもらえない例が大半です。ただクレジットカード会社によって対応が異なるため、カード会社に問い合わせるのが賢明です。その一方で＜事例3＞のように、支払い期間が2か月を超え、割賦販売価格が4万円以上のクレジット分割

払いをしていて、今後の支払いが残っている場合には、クレジット会社に対し請求を止めるよう（支払い停止の抗弁）申し出ると、倒産以降の支払いは停止されます。その後、施術回数よりも支払金額が少ない場合は、清算され追加請求が来ますが、施術回数よりも支払金額の方が多く場合は、未施術分の返金は難しいことが多いです。長期契約期間中に業者が倒産すると、支払い方法にかかわらず、既払金の返金はないと考える方がよいと言えます。契約する際には、倒産などのリスクも考えましょう。



# 「住み慣れた街で、自分らしく生きる」をめざして 特定非営利活動法人Nネット 20周年記念式典

場所 奈良春日野国際フォーラム 薨〜I・RA・KA〜能楽ホール（奈良市春日野町 101）

日時 令和4年11月13日（日） 開演 13:00～16:40（開場 12:30）

定員：500名 参加費無料（要申し込み・締切11月4日）

第1部：記念式典

第2部：基調講演 精神障害のある人のくらしと権利擁護を考える

いわくら病院（京都） 精神科医 崔 秀賢先生

シンポジウム 精神障害のある人の尊厳を求めて 八尋 光秀弁護士

第3部：記念演奏会 「奈良交響楽団」有志による室内楽演奏

※特製エコバッグ・20周年記念誌を進呈します

申込み方法：FAX 0742-26-6964（メール・お電話でのお申し込みはできません）

主催：特定非営利活動法人Nネット（なら高齢者・障害者権利擁護ネットワーク）

後援：奈良県、奈良市、奈良県社会福祉協議会、奈良市社会福祉協議会、奈良弁護士会、奈良県医師会、奈良市医師会、奈良県司法書士会、奈良県社会福祉士会、近畿税理士会奈良支部、奈良県介護福祉士会、奈良県介護支援専門員協会、奈良県精神科ソーシャルワーカー協会、奈良県老人福祉施設協議会、奈良県看護協会、認知症の人と家族の会奈良県支部、奈良県手をつなぐ育成会（順不同）

子どものまわりにあるさまざまな危険をお知らせする  
子どもサポート情報 第188号  
2022.9.13

## 18歳から大人に クレジットカードの 使い方を考えよう！



### 事例

クレジットカードを複数枚使ってオンラインゲームの課金を繰り返し、すべてのカードを限度額まで使った。請求書が届いたが返済ができず放置していたら、督促状が届いた。お金がなく支払えない。どうすればいいか。

（当事者：学生 男性）

### ひとことアドバイス

- 18歳になると、親権者等の同意なくクレジットカードを申し込むことができます。トラブルに遭わないためにも、クレジットカードの仕組みや支払い方法をしっかり理解しましょう。
- クレジットカードは消費者の信用に基づいて発行されるため、支払いができず延滞すると、将来住宅や自動車のローンなどが組めなくなる恐れがあります。支払計画を立てて利用しましょう。
- 「分割払い」「リボ払い」「リボ払い」は手数料が発生します。特にリボ払いは

毎月の支払いが一定となる仕組みですが、残高に対して手数料が発生するため、支払いがなかなか終わらない恐れがあり、注意が必要です。

- 不正利用を防ぐため暗証番号は他人に推測されない番号に設定しましょう。また、クレジットカードは他人に貸したりせず、適切に管理し、利用明細も必ず確認しましょう。

- 不安なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

さびーとくん



## 不当契約・不当解約・不当勧誘 などの 消費者被害やトラブル情報を お寄せください

なら消費者ねっとでは、消費者にとって不利益な契約や表示・勧誘などの事例を集めて、消費者の利益を害する事業者にお問い合わせや改善を求める申し入れを行っています。



情報をお知らせしてください。

受付アドレス [info@narasn.org](mailto:info@narasn.org)

具体的なお相談は消費者ホットライン（188）または、お近くの消費生活センターにご相談ください。

### 奈良県内 特殊詐欺の発生状況

○令和4年度8月末

被害件数 126件

被害額 約2億8200万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より